

**第3次ながおか男女共同参画基本計画改定（困難な問題を抱える女性支援基本計画）（案）に関する
パブリックコメントの実施結果**

1 概要

募集期間 令和7年1月10日（金）～令和7年1月31日（金）
提出方法 持参、郵送、ファクス、メール
意見提出 提出者数…3人 提出意見数…19件

2 寄せられた御意見と市の対応

番号	ページ	該当箇所	御意見の内容（趣旨）	市の対応	推進課
1	—	—	<p>困難や命の重さに性別は関係無いと思います。 女性への支援が主（優先）で、その他の人は後回し、あるいは支援が手薄になるなら、それはいかがなものでしょうか。</p> <p>「母子家庭の母親」と「父子家庭の父親」が、同程度の困難（例えば、同程度に低い年収等）を抱えているとき、どちらも同じように支援を受けられるのならよいですが、差がつくのであれば、それぞれの子どもの目線で見たとき、どう思うでしょうか。</p> <p>性別に関係なく困難を抱えている人はいます。 自殺者数を見ると、長岡市では、男性は女性の約1.5～2倍。引きこもりの人数は、長岡市では、男性が女性の約3倍。女性には困難を抱える人が多い、という理由で女性支援策を講じるのなら、では、自殺防止の取り組みや引きこもり対策は、男性に力点を置いて施策を講じるのでしょうか？ そうでなければ、筋が通りません。</p>	<p>「第3次ながおか男女共同参画基本計画」（以下、本体計画といいます。）は基本目標の一つに「男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する」とするなど、性別を問わない支援を推進しています。</p> <p>なお、今回の改定で付加する困難な問題を抱える女性支援計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づくものであり、女性支援は女性だけの問題ではなく、社会全体の問題として捉え、男女が共に支え合い、生きやすい社会を築いていくため計画を策定するものです。</p>	人権・男女共同参画課
2	1	第1章 計画の概要 1 基本的な考え方 (2) 計画の位置づけ	⑤の関連する部門計画の中に、「長岡市自殺対策計画」も含める（明記する）必要があると思います。命を絶つ前の段階には、必ず何かしらの困難があると思いますので。	ご意見を踏まえ、次のように反映します。 本体計画「第1章 計画の概要 1 基本的な考え方 (2) 計画の位置づけ」 ⑤本市の総合計画である「長岡市総合計画」（以下、「総合計画」という。）の部門計画であり、「人権教育・啓発推進計画」、「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「ながおかヘルシープラン21」、「長岡市自殺対策計画」などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進します。	人権・男女共同参画課
3	1	第1章 計画の概要 1 基本的な考え方 (2) 計画の位置づけ	⑥「第3次新潟県男女共同参画計画を踏まえた上で、本市の特性を十分に考慮して…」とあるが、本市の特性は何を指しているのでしょうか。	P10からP17までに掲載の各相談窓口の状況、関係団体のヒアリング調査及びアンケート調査により検討した結果がP18からP19までの「1 現状と課題」に記載されています。 具体的には、必要な支援を受けられていない人が支援につながりやすい工夫、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消、安全・安心に過ごせる環境での心身の回復、居場所づくりなどを記載しています。	人権・男女共同参画課
4	2	(3) 基本理念とめざすまちづくり ⑥男女が性別に関わりなく能力を高め、社会を支える人材となるよう配慮されること	皆が皆、社会を支える人材になれる訳ではない。障害を持つ人、心身を病んだ人が排除されないまちづくりが必要です。どんな人も社会の一員です。	ご指摘の記載については、長岡市男女共同参画社会基本条例の第3条に規定された7つの基本理念のうちのひとつです。他の項目には「男女の個人としての尊厳が重んじられること」をはじめ、どんな人も排除されないことを明確に規定しています。 なお、障害を持った人、心身を病んだ人も排除されない、社会を支える一員であるとの考えにより制定されています。	人権・男女共同参画課
5	4	世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数」の段落	世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は確かに120位程度で下位ですが、国連開発計画（UNDP）の「ジェンダー不平等指数」（上位に行くほど不平等ではない）では、日本は22位（2022年）で上位の方です。 「世界価値観調査」では、幸福度について「（女性の幸福度）－（男性の幸福度）」（幸福度の男女格差=どれだけ女性が優位か）を見ると、日本はトップクラス（世界の中でも男女格差が大きい方）です。 日本は必ずしも、ジェンダー不平等の国というわけではありません。 素案の記述に追記しなくても構いませんが、含んでおいた方がいいデータだと思います。	国の第5次男女共同参画基本計画では、「ジェンダー・ギャップ指数」を例に、政治分野や経済分野の遅れを指摘しています。特にこれらの分野で女性が意思決定に参加し、リーダーシップを發揮できるよう、多様な施策を展開していくことを目指しています。 具体的には、女性の政治参加促進、企業における女性の登用などでの取組みの強化が必要で、これらの指標は、他の調査と比較して「ジェンダー・ギャップ指数」において詳細に調査されているため、本計画においても、その現状を測る指標として同指標を参考資料としています。	人権・男女共同参画課
6	4	世界経済フォーラムが令和3年（2021年）3月に発表した	最新情報にした方がよいと思います。	最新の情報に更新します	人権・男女共同参画課
7	6	登録企業は131社（令和3年10月末現在）	最新情報にした方がよいと思います。		人権・男女共同参画課
8	8	4 計画の体系 推進方向10困難な問題を抱える女性への支援	「10困難な問題を抱える女性」のあとに <u>（あるいは抱えるおそれのある女性）</u> を加えてはどうでしょうか。	本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき策定をしています。 同法第2条において、困難な問題を抱える女性の定義として「（そのおそれのある女性を含む）」とされていることから、この前提によることとしています。	人権・男女共同参画課
9	8	4 計画の体系 主要施策(17)困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	「(17)困難を抱えた人々」のあとに <u>（あるいは抱えるおそれのある人々）</u> を加えてはどうでしょうか。	本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき策定をしています。 同法第2条において、困難な問題を抱える女性の定義として「（そのおそれのある女性を含む）」とされていることから、この前提によることとしています。	人権・男女共同参画課
10	8	4 計画の体系 主要施策(17)困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	プッシュ式（当人が申請せずとも困窮状態にあると思われたら公共機関から自動的に提供される）支援を念頭に、行政の生活関連部署の情報共有を検討していただきたいです。	ネットワークを構成する各支援機関が情報共有を行い、より多様な支援につながるよう努めています。 また、アウトリーチ支援を充実し、これまで相談や支援につながる機会のなかった方々が気軽に相談でき、支援を受けやすくなる取組を進めます。 いただいたご意見を参考に、より支援につながりやすい取組みを進めてまいります。	人権・男女共同参画課

番号	ページ	該当箇所	御意見の内容（趣旨）	市の対応	推進課
11	13	7 困難な問題を抱える女性への支援に関するヒアリング及びアンケート調査(1)ヒアリング調査【相談窓口の充実】	「予約制の窓口は相談しづらいため、ふらっと行ける相談場所があるといい。」もし実行するとしたら、誰がどこの部署でやるのでしょうか。	掲載されている全体の取組については、人権・男女共同参画課が中心となって働きかけをしていきます。 なお、組織横断的な共通の視点で、すべての施策において支援につながりやすい取組みを検討することが重要と考えています。計画案ではアウトリーチ支援を充実し、これまで相談や支援につながる機会のなかった方々が気軽に相談でき、支援を受けやすくなる取組を進めることとしています。 また、相談窓口以外で、子育ての駅を会場にしたり居場所づくりとしての講座の開催に合わせて気軽に相談できる機会を設けたりなど、担当部署を限定せず様々な機会を活かした取組を検討します。	人権・男女共同参画課
12	17	7 困難な問題を抱える女性への支援に関するヒアリング及びアンケート調査(2)アンケート調査【相談・支援窓口】	「安心して話ができる居場所（子ども食堂や子育ての駅など）に気軽に話ができる人がいてくれると良い。」もし実行するとしたら、誰がどこの部署でやるのでしょうか。		人権・男女共同参画課
13	17	7 困難な問題を抱える女性への支援に関するヒアリング及びアンケート調査(2)アンケート調査【設問8】その他意見等（主な意見）	「相談を受ける側の人員や体制を整える必要があると思う。」 支援員の複数配置が必要。また、非正規職員ではなく専門職員の配置が適切であると思います。	現在は3名の相談支援員を配置して相談を受けており、様々な研修等の機会を活かして技能の向上に努め、ノウハウ等の蓄積及び伝達を着実に進めています。 また、専門性の高い相談については必要に応じて適切な専門機関へ繋いでいることから資格については現状では必ずしも必要とは考えておりませんが、新たに採用の際には再検討します。なお、相談支援員の待遇改善に努めておりますが、正規職員化については人事当局との調整を進めていきます。	人権・男女共同参画課
14	18	本文14行目	[P.21 図4-1~4-3] は、本体計画の「P.22」の間違いで は？	ご指摘のとおり修正します。	人権・男女共同参画課
15	20	(14) 相談・保護体制の充実 56 安全・安心な相談窓口の体制整備 59 相談従事者の研修の充実	2項目とも、本体計画では「女性相談員」、素案では「相談支援員」、「女性支援新法（困難女性支援法）」では「女性相談支援員」という名称が使われていますが（用語の不一致）、素案でいう「相談支援員」は、本体計画とも法とも異なる一般的な意味での「相談支援員」ということでしょうか。	ご指摘のとおり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では「女性相談支援員」と呼称されますが、ウィルながおか相談室では女性に限らず男性も含めて様々な相談をお受けしていることから、本計画では「相談支援員」と表記するものです。	人権・男女共同参画課
16	21	(14) 相談・保護体制の充実 63 必要な支援につながる働きかけの実施	「子育ての駅と連携して・・」ということは、子どもがいて子育てをしている人だけが、この項目の支援対象でしょうか？ 「支援が必要だが、相談窓口へ行くことができず、子どもがいない人」への対策が漏れていると思います。	以下のとおり記載を改めます。 「支援が必要な状況にあるにも関わらず、相談窓口へ行くことができずに支援を受けられていない方に対して、子育ての駅をはじめ他の関係機関と連携して相談支援へつながるための働きかけを行います。」 子育ての駅以外にも、気軽に相談できる機会を設けられるよう、さらに様々な取組を検討します。	人権・男女共同参画課
17	21	(15) 自立のため支援充実 66 D V被害者の心身の健康回復支援	「母子同時並行プログラム」とありますが、なぜ、母子だけなのでしょうか？ D V被害者は女性だけとは限りません。	すべての課題に対応できるよう模索していますが、今取り組むことができる対策として、まずは「母子同時並行プログラム」を実施しています。 ご指摘のとおりD V被害者は女性に限らないため、DV相談やカウンセリングなどは性別に関係なく実施するほか、男性被害者への対応を含め様々な事例に対応できる支援策を引き続き検討してまいります。	人権・男女共同参画課
18	22	(15) 自立のため支援充実 67 自立へ向けた生活再建への支援	「自立して生活するための就労や住居探しなど」は「自立して生活するための生活自立支援や就労・住居探しなど」に改める方が良い。	いただいたご意見を踏まえ、「自立して生活するための就労や住居探しなど、同行しながら中・長期での支援を行います。」を以下のとおり変更します。 「自立した生活を送るための様々な支援や、就労・住居探しなどの同行支援等、中・長期での伴走型支援を行います。」	人権・男女共同参画課
19	22	(15) 自立のため支援充実 68 不安を抱える女性の居場所づくり (16) 関係機関や民間支援団体との連携強化 71 支援調整会議による連携体制の強化	これらの項目は、完全に女性シフトです。「女性」以外の人を支援から排除していて、差別的です。市町村の支援計画策定は「努力義務」なのですから、内容は、法の規定にこだわらなくてもよいはずです。	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき計画の策定をしています。同法第8条第3項では、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、（中略）基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされていることから、国の方針に即した形で困難な問題を抱える女性への支援策を検討してまいります。 また、すべての人の人権を尊重するために、特に困難な問題を抱える女性への支援が必要であり、女性以外の方への配慮を否定するものではありません。男性と女性が対等な立場で、お互いの人权を尊重し合える男女共同参画社会の実現に努めてまいります。	人権・男女共同参画課